愛知県における

「同和行政終結にむけた取り組みと地域人権運動の前進」

はじめに

部落解放運動から地域人権運動へ発展的転換を遂げてから七年が経過しました。愛知地域人権連合は愛知県部落解放運動連合会を母体にしながら、新たな地域人権の組織に成長させてきました。主な活動として、（一）同和行政の終結にむけての取り組み、（二）住民の生活要求を取り上げ、要求実現の運動をはかる取り組み、（三）地域人権の視点から地域づくり、まちづくりの展望を打ち出す取り組み、（四）地域人権ネットの事業活動の効用を活かし、組織活動と結合させていく取り組みなどです。今回は「同和行政終結にむけた取り組みと地域人権運動の前進」というテーマで、愛知県における同和行政の終結段階、同和行政終結に関する取り組み、いま地域で問題になっている人権条例に対する取り組み、そして今後の組織づくりを含めた取り組みを報告したいと思います。

一、同和行政終結にむけた取り組み

愛知県では、毎年自治体交渉を行なっています。この自治体交渉には、人権連役員、会員、議員、地元住民などが結集し、事前にさまざまな問題を提起し申し入れを行なっています。昨年の交渉では、同和行政の終結状況、同和啓発パンフに関わる誤った記述の見直し、エセ同和行為の現状、青年・就業問題、高齢者問題、介護問題、生活保護に関わる問題、高齢化社会に関わる住宅問題、交通弱者による巡回バスの問題、児童虐待に関わる児童福祉士の増員要望、中小零細企業への対策、などの対策を話し合いました。この中で、愛知県での同和に関する事業は、国の法的措置の終結に伴い、同和対策事業は見直しを図り、廃止又は一般対策として実施しています。また、愛知県が発行している「同和啓発パンフ」には、昔あった部落差別が現在でも行なわれているかのような記述があることや科学的根拠のない記述があったことに対し、県民が「正しく部落問題を理解する上で阻害要因になりかねない重大な問題」であるとし、科学的な裏づけに基づく記述に変更するよう要望しました。その他の活動では、旧同和地区実態調査を人権連役員で行い、対象地区であったあま市（旧甚目寺町）、津島市、名古屋市新栄、知立市、豊川市（旧小坂井町）などの地域を訪問し、各自治体の職員や地域住民に協力していただき、公共施設の状況、生活環境の実態、地域の要望などを視察し、自治体交渉に活かしています。また、正しい部落問題を県民に理解してもらうため、毎年五〇〇人規模で開催している「人権問題県民講座」は三十回目をむかえました。

二、同和行政終結の到達段階　～調査結果から～

二〇〇二年三月に同和特別法が終了し、１０年が経とうとしています。同和行政の実態

を把握し、同和行政の終結を目的とする立場から、平成二三年二月～三月にかけて国民融合全国会議と協力して「同和行政の終結に関する調査」を行ないました。愛知人権連として県下にある旧同和地区のある自治体に対して調査票を送付し、協力をお願いした自治体すべてから回答がありましたので、データをまとめました。（愛知県、名古屋市、津島市、あま市、知立市、豊川市）

調査項目は全部で十一項目あります。

（一）平成二十二年度で、旧同和地区にある公共施設の維持・運営（助成）事業、その他施設、管理および予算額をご記入くださいという設問に対し、愛知県からの隣保館運営費補助金は三四四五万一千円。施設名は、津島市南文化センター、あま市人権ふれあいセンター、知立市西丘文化センター、豊川市小坂井文化センターです。名古屋市での文化センター運営費は二一〇六万六千円。人件費一億二六三八万七千円（一八人）、集会所運営費一三六万四千円、人件費一二九八万八千円（三人）。津島市での予算額は、親愛集会所八五万三千円、永楽集会所八七万三千円、東洋町公園二一万六千円、南児童遊園一六万二千円で人件費はありません。その他共存園保育所二〇一一万七千円、人件費七三三八万三千円（一九人）、南文化センター六一二万八千円、人件費二六九九万四千円、改良住宅二七六一万円、大政、瑞穂集会所一一〇万円です。あま市では、あま市人権ふれあいセンター管理費五八八万一千円、人件費二一九九万四千円、甚目寺老人福祉センター管理費五四五万五千円、人件費一二〇九万円です。知立市では、知立市西丘文化センター予算額一〇七八万一千円、人件費七四二万七千円（二名）です。豊川市では、豊川市小坂井文化センター三五七九万五千円、人件費二九〇九万七千円（九名）です。

愛知県からの補助金名は、隣保館運営費補助金となっていますが、各自治体の施設名称は、文化センターやふれあいセンターなどとなっており、隣保館という名称は使われていません。これらの施設の多くは、入浴施設、会議室、カラオケ、婦人会の習い事や講習会などで使用されており、旧同和地区住民だけでなく、他の地域の住民とも交流が深まっています。結果的には、すべての行政で旧同和地区の公共施設で予算がついています。

（二）運動団体や人権（同和）教育団体に公共施設を使用させていますかという設問に対し、すべての行政で使用させていないという回答でした。

（三）運動団体や人権（同和）教育団体に対する助成、補助金はありますかという設問に対し、愛知県と名古屋市において支出されています。愛知県では、人権啓発活動推進事業補助金予算額四九二万円、人権教育推進事業補助金五一万円。名古屋市では、中小企業人権施策推進事業費補助金一一九二万八千円、人権・同和施策推進事業費補助金五四八万六千円支出されていますが毎年削減されています。

（四）運動団体や人権（同和）団体など外部団体に委託している人権（同和）関連事業がありますかという設問に対し、愛知県と津島市で外部委託事業があります。愛知県では、高等学校教育課題研究費（人権教育）一〇万円、人権教育研究委託費三三七万四千円、津島市では、津島市小中学校人権（同和）教育研究事業二六万八千円となっています。

（五）旧同和地区内の施設を地区外の住民が利用することができますかという設問に対し、大半の自治体では無条件可能であり、条件付でも六〇歳以上や営利を目的としないなどとなっており、大半の自治体では住民の使用に制限を加えていません。

（六）旧同和地区を含む保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に教員、職員などの特別支援加配をしていますかという設問に対し、すべての自治体で特別支援加配をしています。大半が県費となっており、児童生徒支援加配という名称で継続しています。

（七）同和対策として建築された改良住宅、公営住宅の家賃について、どのような激変緩和のための減免措置がとられていますかという設問に対し、愛知県、津島市、豊川市は該当なし、知立市は政策家賃、名古屋市は平成一九年度より応能応益方式による家賃制度を導入しており、激変緩和措置として、平成二六年度の制度値に段階的に引き上げる七年間の負担調整をとっており、また所得が著しく低い世帯向けの低所得者減額制度を設けています。あま市では、あま市改良住宅条例が制定されており、家賃の減免又は徴収の猶予について規定されています。そこには、①入居者が疾病にかかり生活の困難なとき②入居者が災害により著しい損害を受けたとき③その他前二号に準ずる特別の事情があるとき。となっており低所得者などの対策が行われています。

（八）同和対策として建築された公営住宅への入居希望者の募集について、どのような基準をとっておられますかという設問に対して、愛知県を除くすべての自治体で旧同和地区住民に限るとなっており、旧同和地区住民以外の住民は入居できない状況です。

（九）公営住宅入居に関する条例がありますかという設問に対しては、愛知県以外のすべての自治体で改良住宅条例が制定されています。

（十）同和対策として建築された改良住宅、公営住宅の家賃を、五年以上滞納されている人数とその合計額はという設問に対し、愛知県、豊川市では該当なし、名古屋市では六人、五〇三万六千円、津島市では三人、二四八万二千円、あま市では二人、一四七万九千円、知立市では三人、二二〇万四千円となっています。

（十一）人権に関わる条例があるかという設問に対しては、豊川市で男女共同参画推進条例を制定しており、他の自治体は制定していません。ただ、あま市では制定する予定という回答でした。

調査結果のまとめ

愛知県では、部落住民自身の努力、部落解放運動の取り組み、同和対策の実施、国民的理解の広まりなどにより、解決に向かって大きく前進しました。

私たちが考える部落問題解決の到達点は（一）周辺地域との生活上にみられた格差が基本的に解消されたこと、（二）旧身分にかかわる差別が大幅に減少してきていること、（三）住民の間で歴史的後進性が薄れ、部落問題解決の主体が形成されてきたこと、（四）かつての部落の構成や実態も大きく変化し、部落の閉鎖性が弱まり、社会的交流が進展したこと、であり、愛知県においては、これらのことがほぼ達成できているのではないかと考えます。

まだ課題は残っていますが、すべての同和行政終結は同和問題解決への重要課題であると確信し、前進していかなければいけません。

三、いま地域で問題になっていること　～人権条例を考える～

旧同和行政の終結に関する調査でも触れましたが、回答をいただいた段階で、あま市では人権に関わる条例を制定する予定と回答していましたが、これは、「あま市人権施策の基本的在り方及び人権尊重のまちづくり条例」仮称（以下人権尊重のまちづくり条例）の制定に向けての回答でした。平成二三年四月には、あま市長から委嘱を受けて「あま市人権施策推進懇話会」が発足され、「人権尊重のまちづくり条例」の制定に向けた基本的考え方について諮問を受け、その後、四回にわたる会議の中で、制定に向けた議論をしています。

この条例案には「人権」の名のもとに市が市民の発言や行動を押さえかねないなどの大きな問題を含んでいます。そこで、愛知人権連甚目寺支部では、「言論・表現の自由の抑圧につながる人権条例に反対する会」を立ち上げ会議を重ね、平成二三年八月二八日には「人権条例を考える市民の集い」を開催し、正しい人権条例の知識を学び、市民の意見を幅広く集め、十月二八日にはあま市長に面談・申し入れをしました。ここで、「人権尊重のまちづくり条例」に対する、チェックポイント、条例の中身、そして条例の問題点について触れたいと思います。

人権条例を考えるチェックポイント

人権に係わる条例を制定する場合、ひとつの市の条例といえども市民一人ひとりを法的に規制する強制権を持つことから、市当局の責任において、市民からの意見聴取、市民全体の合意形成を図る取り組み、さまざまな意見に謙虚に耳を傾けることが必要です。

そこで私たちは、この「人権尊重のまちづくり条例」が真に市民に役立つ条例か、それとも「人権」の名による特定団体の権益確保のための条例かを見分けるための七項目からなるチェックポイントを発表しました。その内容は以下のものです。

一、　人権という以上、同和問題や差別問題に限らず、憲法の基本的人権の内容を包み込んだものになっているか。

二、　人権擁護と言いながら、表現の自由を押さえるなど、かえって市民の人権を抑圧したり、制約したりしないか。

三、　国ですら人権に係わる法律が与野党の意見の分裂から制定できないのに、ひとつの市行政で正しく対応できるのか。

四、　人権侵害という場合、裁判官など法の専門家の判断が必要だが、ひとつの市行政で正しく対応できるのか。

五、　行政が行う人権侵害に対し、市という行政機関で対応が可能なのか。

六、　人権という以上、市民一人ひとりに係わる問題だが、三町合併から余り時間も立っていないのに、市民全体の合意形成を図る取り組みが行われてきたといえるの

か。

七、　人権のための条例制定のための諮問機関に、弁護士などの法律家やさまざまな意見が反映できる陣容になっているか。

条例の中身はどうなっているか

条例の内容をみてみますと、まず基本目標に（一）自尊感情を持って生きる。（二）一人ひとりの人権を尊重する。（三）人権感覚を醸成する。（四）みんなの協働による取り組み。（五）共生社会をめざす。としており、基本理念では、いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくりを目指します、としています。

取り組みと重要課題

取り組みとして、テーマは様々な場を通じた人権教育・啓発の推進とあり、（一）家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進。（二）学校等における人権教育・啓発の推進。（三）職場における人権教育・啓発の推進。の三点です。重要課題への対応として、九つの人権問題をあげています。女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV 感染者・ハンセン病患者等、インターネットによる人権問題、さまざまな人権です。

目的

目的については市と市民及び事業者の責務と人権が尊重される社会の実現に寄与する趣旨を明確にする必要があるとしており、（一）市・市民・事業者の各々の責務に関すること。（二）人権が尊重される社会の実現に奇与すること。の二点を提言しています。

定義

定義については、「市民」及び「事業所」については、人権尊重のまちづくりを担う主体であり重要な基本的事項であることから、対象を明確にしておく必要があるとしており、（一）市民については市内に居住する者、市内に通勤、通学する者を対象とすること。（二）事業者については、市内において事業活動を行う個人、法人又は団体を対象とすること。と提言しています。

責務

責務については、人権尊重のまちづくり社会の形成は、市の施策だけでは実現は不可能であり、市、市民及び事業者が相互に連携と協力をして取り組むことが大切であり、それぞれの責務について明確に規定する必要があるとし、具体的には、市民には互いの人権を尊重し、人権意識の高揚に努めること、事業者には雇用の現場において、人権尊重の社会的環境づくりに努めることとしており、（一）市は、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策の実施に努め、人権意識の高揚を図るための施策を実施すること。（二）市民は、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めること。（三）市民及び事業者は国、県及び市が実施する人権施策に協力すること。（四）事業者

は、人権尊重の社会環境づくりに努めることとしています。

条例の問題点はなにか

この人権尊重のまちづくり条例の提言案を見てみますと、いくつかの問題点があると考えます。

（一）市民等に「責務」の名で行政の施策を一方的に強要するもの

提言は、名目的に「市民と事業者は、人権尊重のまちづくりを担う主体」としながらも、「条例」案では市の「人権施策に協力するよう努めるものとする」としています。この「責務」規定を設けることによって、市民は「主体」から「客体」に追いやられ、市が実施する人権施策への全面的協力が促され、「人権」の名のもとに、市が考える「人権」の内容を一方的に押しつけ、市民の批判を封殺しかねないものです。同和問題を含めた差別問題を解決していく上で、これまで政府の関係機関が唱えてきた「自由な意見交換のできる環境づくり」が不可欠です。この「条例」にはすべての権利実現の土台をなす憲法が規定する「言論の自由」、「表現の自由」という視点が欠落しています。「言論の自由」、「表現の自由」を土台にした「人権尊重のまちづくり」こそ、地域社会において人びとの無理解やわだかまりを解消し、一人ひとりの市民の人権が一歩一歩向上していく道と考えます。

（二）「人権」問題を差別問題に狭める

人権の概念は、国家権力が国民に対して権利の侵害をはかる歴史の教訓から、国民の持っている自由権、平等権、社会権など、諸権利の具体的な内容を拡充、発展させてきたものです。しかし、この「条例」の基本的な人権に対する考え方は、「提言」「条例案」で語っているように「差別や偏見」を中心課題に位置づけ、「人権」問題を差別問題に限定する、いたって特異な人権の理解です。人権問題を主に私人間の問題に狭め、市民相互間の権利の衝突のように描くことは、市民が人権を正しく理解することを妨げ、結果的に差別を受けてきた人びとだけの権利のように理解させ、人権問題の正しい解決の道をそらすものです。

（三）同和問題の解決に逆行する同和行政継続に他ならない

この「人権尊重のまちづくり条例案」は、西日本の自治体で制定されている「人権尊重のまちづくり条例」などと基本的な考え方及び内容がほぼ同一のものとなっています。このことはあま市だけが制定をめざしたものでなく、この条例制定を推進してきた人びとの影響を強く受けたものと理解できます。この条例制定の推進者のねらいは、「同和行政をあらためてしっかりと位置づけて推進していく」＝自治体での同和行政の継続ということにあります。しかし、同和問題の解決は旧身分を理由にした垣根を取り払うことが基本であり、この点からいえば行政が「同和関係者」と「同和関係者外」に分離、分断する性格をもつ同和行政からは一日も早い脱却の道こそ、同和問題解決への展望を切り開くものです。

政府は、三三年間実施してきた「同和地区住民」への生活上の格差を解消するための特別法を二〇〇二年三月末で終結させています。この間、全国で実施された同和対策事業費

は、国と自治体でおおむね十五兆円に達すると言われています。これらの政府展開によって同和地区をめぐる状況は大きく変化し、旧「同和地区住民」の自立への営みと社会的な交流の進展によって、同和問題の解決への明るい展望が現実のものとなってきています。

この条例は差別解消に逆行する同和行政継続の根拠を与えかねないものだと考えます。

（四）民主主義の原則である多様な意見、異なった意見が反映できるのか

「条例案」は、人権施策などを検討するために「審議会」の設置を規定しています。しかし、委員選出の基準が定められておらず、多様な意見、異なった意見が反映できる民主主義の原則が明確に打ち出されていません。

（五）「人権侵害事案への対応」の問題、人権意識の向上と条件整備

その他の意見として、第一に、「重要事項への対応」の中の「同和問題」の項目に「人権侵害事案への対応」が記入されています。他の人権問題ではこの内容は含まれておらず、専門性を十分備えているといえない一自治体がなぜ「人権侵害事案への対応」を掲げているのでしょうか。鳥取県で問題になった「人権救済条例」の制定を将来、あま市でも考えているのでしょうか。第二に、本来、人権教育・啓発の主な対象は、公務員など人権にかかわる人びとを対象にするのが道理ですが、この「提言案」は、そのことにほとんどふれず、市民を人権教育・啓発を主な対象者にする、いたって上から目線の論理展開になっています。行政は、市民一人ひとりが人権意識の向上を図る上で、市民の自主的な学習活動、ボランティア活動などを支援する条件整備を積極的に充実させる施策の展開が大きな課題であるにもかかわらず、このことが事実上放棄され、人権の問題が市民一人ひとりの心の問題に転嫁させられていると考えます。

五、地域人権運動の前進

これからの運動と組織の方向性

これまでの部落解放運動は、県下の部落と部落住民を対象に運動をして、九十年近く組織を作り運営してきました。この歴史的営みは貴重な財産を残すものとなりました。私たちは、社会問題としての部落問題が基本的に解決した状況のもとで、部落解放運動から地域人権運動へ発展的転換をはかることにしました。しかし、発展的転換をはかって七年が経過しましたが、いまだ旧組織の残像による組織と運営がはかられてきました。これを名実ともに部落解放運動から地域人権運動への転換へ転換させなければなりません。

そのためには、旧組織が構築した財産を活かしながらも、全県民を対象にした地域人権の実現をめざす組織と運営へ衣替えをはかる必要があります。そのために現在の運動のあり方を見直し、新しい人材を育成し、大きく強い組織を築き上げる必要があります。

名古屋西部生活支援センターの設立

少子高齢化による一人暮らしや高齢者世帯の増大など、地域社会と家族をめぐる状況が大きく変化し、さまざまな困難に生活者が直面しています。それを解決する地域と家族の力が大きく損なわれ、弱まるもとで、これらの問題を社会的な協同の力で解決をはかる立

場から名古屋西部生活支援センターを立ち上げました。当センターの特徴は、生活上の悩み・要望・要求などをパートナーとして登録していただいた専門家の方々（弁護士、税理士、社会保険労務士、社会福祉士、保育士、ケアマネージャーなど）に対応していただく本格的な総合相談センターです。活動内容は、それぞれの分野ごとに事務局では対応が出来ない問題を専門家の皆さんに当たってもらい、高齢者の介護問題ではケアマネージャー、生活保護などの社会福祉では熟練を積んだ生活相談員、成年後見人などの法律問題では弁護士、営業と税金など経営問題では税理士、経営相談員、年金問題や就労問題では社会保険労務士、子育て問題では保育士というように、各専門家の皆さんが当センターにパートナー事業所として登録していただき運営を図っています。

おわりに

愛知県では、「同和行政の終結に関する調査」で明らかになったように、同和に限った特別な教育や啓発は無くなってきています。また、部落差別の中でも「最後の越えがたい壁」と言われた結婚差別も、解決へ向けて明るい展望が現実のこととなっています。しかし、同和行政復活の時代逆行の条例である、人権条例を制定する自治体があるなど、偏った運動があるのも事実です。真の地域人権運動に確実に転換するには、同和問題だけでなく、貧困問題、介護問題、青年、女性、高齢者問題などさまざまな問題にどう取り組んでいくか。そのためには、全住民を対象にした組織運営、事業活動が大切になってくると思います。